

日立エンジニアリング
厚生年金基金規約

平成 15 年 4 月 1 日

日立エンジニアリング厚生年金基金

目 次

第1章	総 則	(第 1 条～第 5 条)	1
第2章	代議員及び代議員会	(第 6 条～第 24 条)	1
第3章	役員及び職員	(第 25 条～第 34 条)	4
第4章	加 入 員	(第 35 条～第 41 条)	7
第5章	標準給与及び基準基本能力給	(第 42 条～第 44 条)	8
第6章	給 付		
第1節	通 則	(第 45 条～第 51 条)	9
第2節	退職年金	(第 52 条～第 56 条)	12
第3節	減額退職年金	(第 57 条～第 62 条)	15
第4節	脱退一時金	(第 63 条～第 65 条)	18
第5節	遺族一時金	(第 66 条～第 68 条)	18
第7章	中途脱退者	(第 69 条～第 74 条)	20
第8章	福祉施設	(第 75 条)	21
第9章	年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託	(第 76 条～第 77 条)	21
第10章	費用の負担	(第 78 条～第 83 条)	23
第11章	財務及び会計	(第 84 条～第 93 条)	26
第12章	解散及び清算	(第 94 条～第 98 条)	28
第13章	雑 則	(第 99 条～第 104 条)	30
附 則			31
別 表			47

第1章 総 則

(目的)

第1条 この厚生年金基金（以下「基金」という。）は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢、脱退又は死亡についての給付を行い、もって加入員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、日立エンジニアリング厚生年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

茨城県日立市幸町3丁目2番1号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の設立事業所（この基金が設立された厚生年金保険の適用事業所をいう、以下同じ。）の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 厚生年金基金令（昭和41年政令第324号。以下「基金令」という。）第3条、第4条、第41条の2、第42条、第43条及び第47条第2項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

(定数)

第7条 この基金の代議員の定数は、22人とし、その半数は、設立事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙期日)

第9条 加入員において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の任期満了によ

る総選挙は、互選代議員の任期が終わる日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終わる日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、少なくとも20日前に公示しなければならない。

4 前項の規定による公示の方法は、第5条第1項の規定を準用する。(以下第11条、第13条及び第16条において同じ。)

(互選代議員の選挙の方法)

第10条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入員1人について1票とする。

(当選人)

第11条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって順次当選人とする。ただし、互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同条同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決まったときは、当選人の氏名及び所属する設立事業所の名称を公示しなければならない。

(互選代議員の選挙執行規程)

第12条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める

(選定代議員の選定)

第13条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の総選挙の日に行う。

2 事業主は、選定代議員に欠員を生じたときは、すみやかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。

3 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する設立事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。

4 理事長は、前項の通知があったときは、直ちに通知のあった事項を公示しなければならない。

(通常代議員会)

第14条 通常代議員会は、毎年2月及び9月に招集するのを常例とする。

(臨時代議員会)

第15条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理

由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第16条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

(定足数)

第17条 代議員会は、代議員の定数(第19条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

(代議員会の議事)

第18条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(基金政令第2条各号に掲げる事項に係るものを除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第16条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

(代議員の除斥)

第19条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第20条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあっては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあっては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、3人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の公開)

第21条 代議員会は、公開とする。ただし、代議員会の議決を経て非公開とすることができる。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 役員の解任
- (3) 毎事業年度の予算及び事業計画
- (4) 毎事業年度の決算及び業務報告
- (5) 借入金

(6) その他重要な事項

(役員解任)

第22条の2 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(3) 理事にあっては、第33条の3の規定に違反したとき。

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 代議員の定数

(3) 出席した代議員の氏名及び第20条の規定により代理された代議員の氏名

(4) 議事の経過の要領

(5) 議決した事項及び可否の数

(6) その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、会議録をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規程)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員定数及び選任)

第26条 理事の定数は、10人とし、その半数は選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金（以下「年

金給付等積立金」という。)の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

- 5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

(役員の選挙執行規程)

第28条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第29条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第30条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案

- (2) 法第118条第2項の規定による理事長の専決処分

(ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。)

- (3) 事業運営の具体的方針

- (4) 年金給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基本方針

- (5) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

- (6) その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第32条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、決議をする

ことができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第30条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第32条の2 理事会の会議録については、第23条第1項及び第2項の規定を準用する。
(役員の職務)

第33条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第120条の4の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事がこの基金を代表する。
- 7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第33条の2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、年金給付等積立金の管理及び運用に関する基金の業務について、任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第33条の3 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的を持って、年金給付等積立金の管理及び運用の適正を害するものとして、厚生年金基金規則（昭和41年厚生省令第34号、以下『基金規則』という。）第64条の2に規定する行為をしてはならない。

(職員)

第34条 この基金の職員は、理事長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費、その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入員

(加入員)

第35条 加入員は、設立事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第126条、第127条又は、法附則第4条の4第2項の規定により、この基金の加入員とならなかった被保険者を除く。）とする。

(加算適用加入員)

第36条 加入員のうち、日立エンジニアリング株式会社、株式会社アイシーシー、茨城日立情報サービス株式会社及び株式会社日立製作所日立事業所H E Cグループ（以下「会社」という。）の社員就業規則（平成15年4月1日現在において効力を有する社員就業規則をいう。以下同じ。）第2条に定める社員（（定年（日立エンジニアリング株式会社の社員就業規則第61条、株式会社アイシーシーの社員就業規則第61条、茨城日立情報サービス株式会社の社員就業規則第61条及び株式会社日立製作所日立事業所H E Cグループの社員就業規則第61条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超えている者を除く。）である加入員であって、次の各号のいずれかに該当する者を加算適用加入員という。

- (1) 25歳未満で会社の社員となった者については25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後の加入員。
- (2) 25歳以上で会社の社員となった者については会社の社員となった日の属する月以降最初に到来する10月以後の加入員

2 前項の規定にかかわらず、25歳に達した後最初に到来する10月以降に、別に定める会社から転入により会社の社員となり、この基金の加入員の資格を取得した者については、その者が加入員の資格を取得した月以後加算適用加入員という。

(資格取得の時期)

第37条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入員の資格を取得する。

- (1) 設立事業所に使用されるに至ったとき。
- (2) その使用される事業所が、設立事業所となったとき。
- (3) 設立事業所に使用される者が、法第12条の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 設立事業所に使用される者が、法附則第4条の4第3項の規定に該当するに至ったとき。

(資格喪失の時期)

第38条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、第5号に該当するに至ったとき又は第6号の事実があった日に更に前条第4号に該当するに至ったときは、その日）に、加入員の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。

- (2) 設立事業所に使用されなくなったとき。
 - (3) その使用される事業所が、設立事業所でなくなったとき。
 - (4) 法第12条の規定に該当するに至ったとき。
 - (5) 70歳に達したとき。
 - (6) 法附則第4条の3第7項ただし書に規定する事業主の同意が撤回されたとき。
- (資格得喪に関する特例)

第39条 加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

(加入員期間)

第40条 加入員期間を計算する場合には、月によるものとし、加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

- 2 加入員の資格を喪失した後、更にその資格を取得した者については、前後の加入員期間を合算する。

(加算適用加入員期間)

第41条 この基金が支給する給付の額の算定にあたっては、加入員期間のほか、加入員期間のうち加算適用加入員であった期間（以下「加算適用加入員期間」という。）を、その計算の基礎として用いるものとする。

- 2 加算適用加入員は、加算適用加入員となった日にその資格を取得し、加算適用加入員でなくなった日（従業員としての退職発令日又は役員に就任した日の前日）の翌日にその資格を喪失する。
- 3 第1項の加算適用加入員期間の計算は月によるものとし、加算適用加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した日の前日の属する月までを算入する。
- 4 加算適用加入員の資格を喪失した後、再びその資格を取得した者については、前後の加算適用加入期間を合算しない。ただし、加算適用加入員の資格を喪失した日にその資格を取得した者であって、加算適用加入員の資格の喪失及び取得が設立事業所間における転籍によるものである場合は、前後の加算適用加入員期間を合算し、当該資格の喪失に基づく第52条及び第63条の給付は、これを行わない。

第5章 標準給与及び基準基本能力給

(標準給与の基礎となる給与の範囲)

第42条 標準給与の基礎となる給与の範囲は、法第3条第1項第3号に規定する報酬の範囲とする。

- 2 法第129条第2項に規定する事業所でうける給与の範囲についても同様とする。

(標準給与)

第43条 標準給与は、加入員の給与の月額に基づき、法第20条に規定する標準報酬月額の例によって定める。

- 2 給与の月額の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法については、法第2

1 条から第 25 条までの規定の例による。

(基準基本能力給)

- 第 44 条 年金給付及び一時金給付（以下「給付」という。）の額並びに掛金の額の算定にあたっては、標準給与のほか、基準基本能力給をその計算の基礎として用いるものとする。
- 2 基準基本能力給は、加算適用加入員の毎年 8 月 1 日現在における日立エンジニアリング株式会社の社員退職金規則（平成 15 年 4 月 1 日現在において効力を有する社員退職金規則をいう。以下会社の社員退職金規則について同じ。）第 11 条、株式会社アイシーシーの社員退職金規則第 11 条に規定する基準基本給（以下「基準基本能力給」という。）、茨城日立情報サービス株式会社の社員退職金規則第 11 条及び株式会社日立製作所日立事業所 HEC グループの社員退職金規則第 11 条に規定する基準基本能力給とする。
- 3 前項により決定された基準基本能力給は、その年の 10 月から翌年の 9 月までの各月の基準基本能力給とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、あらたに加算適用加入員となった者に係る基準基本能力給は、加算適用加入員となった日現在の基準基本給の月額を、その日の属する月からその年の 9 月（8 月 2 日から 12 月 31 日までの間に加算適用加入員となった者については翌年の 9 月）までの各月の基準基本能力給とする。
- 5 前 3 項の規定にかかわらず、給付の額を算定する場合の基準基本能力給（以下「退職時基準基本能力給」という。）は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 加算適用加入員が、退職若しくは解雇（日立エンジニアリング株式会社の社員就業規則第 56 条、第 57 条及び第 58 条、株式会社アイシーシーの社員就業規則第 56 条、第 57 条及び第 58 条、茨城日立情報サービス株式会社の社員就業規則第 56 条、第 57 条及び第 58 条並びに株式会社日立製作所日立事業所 HEC グループの社員就業規則第 56 条、第 57 条及び第 58 条規定する退職若しくは解雇をいう。以下「退職」という。）又は死亡により加入員の資格を喪失した者については喪失した日の前日の日立エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第 11 条、株式会社アイシーシーの社員退職金規則第 11 条、茨城日立情報サービス株式会社の社員退職金規則第 11 条及び株式会社日立製作所日立事業所 HEC グループの社員退職金規則第 11 条に規定する基準基本能力給。
- (2) 定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者については定年に到達した日の日立エンジニアリング株式会社の社員退職金規則第 11 条、株式会社アイシーシーの社員退職金規則第 11 条、茨城日立情報サービス株式会社の社員退職金規則第 11 条及び株式会社日立製作所日立事業所 HEC グループの社員退職金規則第 11 条に規定する基準基本能力給。

第 6 章 給 付

第 1 節 通 則

(給付の種類)

第45条 この基金が支給する給付は、次のとおりとする。

- (1) 退職年金
- (2) 減額退職年金
- (3) 脱退一時金
- (4) 遺族一時金

(裁定)

第46条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

(基本退職年金額及び加算退職年金額)

第47条 基本退職年金額は、次の第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 加入員であった全期間の平均標準給与月額（加入員期間の計算の基礎となる各月の標準給与の月額を平均した額をいう。以下同じ。）の1,000分の7.225（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の中欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額
- (2) 加入員であった期間のうち法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与月額の1,000分の7.125（別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額

2 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定により老齢厚生年金の支給繰上げの請求をした者（当該支給繰り上げの請求をした日（以下この項において「請求日」という。）の属する月前における加入員であった期間が1月以上である者に限る。）の基本退職年金額は、前項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 前項の規定により計算された額

(2) 請求日の属する月前における加入員であった期間をその計算の基礎とするものとし、前項の規定により計算された額に減額率（1,000分の5に請求日の属する月から65歳（法附則第8条の2各項の表の上欄に掲げる者については、同表の下欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。）に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。）を乗じて得た額

3 加算退職年金額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 加算適用加入員期間15年以上かつ定年退職、定年を超えて退職、定年扱退職（会社の社員退職金規則第6条に規定する退職又は解雇をいう。ただし、死亡の場合を除く。以下同じ。）又はやむを得ない事由退職（会社の社員退職金規則第2条第2号ないし第6号及び第4条に規定する退職又は解雇をいう。以下同じ。）により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に、加算適用加入員期間に応じ別表第3に定める率を乗じて得た額。

- (2) 加算適用加入員期間 15 年以上かつ 50 歳未満で自己都合退職（会社の社員退職金規則第 5 条に規定する退職をいう。以下同じ）又は加算適用加入員期間 15 年未満の退職により、加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に、加算適用加入員期間に応じ別表第 4 に定める率を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に応じ別表第 5 に定める率を乗じて得た額。

- 4 加算適用加入員期間 1 年未満（月単位）の端数がある場合又は喪失時の年齢に 1 歳未満（月単位）の端数がある場合における加算退職年金額の算出にあたっては、別表第 3、別表第 4 又は別表第 5 に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

（端数処理）

- 第 48 条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを 100 円に切り上げるものとする。ただし、基本退職年金額、加算退職年金額及び一時金給付の額のそれぞれについて、100 円に切り上げるものとする。

- 2 給付の額を計算する過程において、1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。ただし、前条に規定する基本退職年金額を計算する過程において、法附則第 30 条第 1 項の認可の日以降の加入員であった期間の平均標準給与の月額 1,000 分の 7.125（別表第 2 の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。）に相当する額に法附則第 30 条第 1 項の認可の日以降の加入員であった期間の月数を乗じて得た額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切上げるものとする。

（支給期間及び支払期月）

- 第 49 条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

- 2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。ただし、第 56 条第 4 項及び第 5 項又は第 62 条第 4 項及び第 5 項の規定によりその全部又は一部の支給を停止する場合においては、同項の規定に該当するに至った月から該当しなくなった月の前月までの間は、当該年金額の全部又は一部を支給しない。
- 3 年金は、次ぎの表に掲げる区分に従い、同表に定める支払期月に、それぞれの前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	90, 000 円以上	60, 000 円以上 90, 000 円未満	30, 000 円以上 60, 000 円未満	30, 000 円未満
支 払 期 月	2 月、4 月、6 月 8 月、10 月、12 月	2 月、6 月、 12 月 10	6 月、12 月	6 月

(生存に関する届書の提出)

第 4 9 条の 2 退職年金又は減額年金の受給者は、生存に関する届書を給付規程の定める日までに基金に提出しなければならない。

ただし、年金給付の全額につき支給を停止されているときは、この限りでない。

(未支給の給付)

第 5 0 条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。

3 未支給の給付を受けるべき者の同順は、第 1 項に規定する順序による。

4 未支給の給付を受けるべき同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(受給権者の保護)

第 5 1 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、退職年金、減額退職年金又は脱退一時金を受ける権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第 2 節 退職年金

(退職年金の受給権者)

第 5 2 条 退職年金は、加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合に、その者に支給する。

(1) 加入員期間 1 5 年以上である者が、脱退（死亡による脱退を除く、以下同じ。）により加入員の資格を喪失したとき。

(2) 加入員期間 1 5 年未満である者が、60 歳に達した日以後において脱退により加

入員の資格を喪失したとき、又は脱退により加入員の資格を喪失した後に加入員となることなくして60歳に達したとき。

- (3) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 加入員又は加入員であった者が法附則第8条（法附則第8条の2の規定により読み替えられた場合を含む。）の規定による老齢厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齢年金（以下「特例支給の老齢厚生年金等」という。）の受給権を取得したとき。ただし、加入員がその資格を取得した月に当該特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したときを除く。
- (5) 老齢厚生年金、特例支給の老齢厚生年金等の受給権者で当該老齢厚生年金、特別支給の老齢厚生年金等又は繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を取得した月以後の月に加入員の資格を取得した者であって、その年金の額が、法第43条第3項、法附則第7条の3第5項又は法附則第13条の4第5項若しくは第6項の規定により改定されたとき。ただし、加入員の資格を取得した月又はその翌月から改定されたときを除く。

（退職年金額）

第53条 退職年金額は、次ぎの各号に定める額とする。

- (1) 加算適用加入員期間を有する加入員であって、次ぎのいずれかに該当する者については、基本退職年金額と加算退職年金額とを合算した額。
 - (イ) 加入員期間15年以上で退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）
 - (ロ) 加入員期間15年未満で定年退職又は定年を超えて退職により加入員の資格を喪失した者（懲戒解雇された者を除く。）
 - (ハ) 加入員期間15年未満で加入員の資格を喪失し、加入員の資格を喪失した日において厚生年金保険の特例支給の老齢厚生年金等の受給権者となった者（懲戒解雇された者を除く。）

(2) (1) 以外の者については、基本退職年金額に相当する額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者が、厚生年金基金連合会（以下「連合会」という。）の規約の定める支給開始年齢に達した月以後に退職年金の受給権を取得したときは、その者の退職年金の額は、前項の額に当該加算額（以下「基本加算年金額」という。）を加算した額とする。
- 3 第1項の退職年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における加入員であった期間は、その計算の基礎としない。

（退職年金額の改定）

第54条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第3項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、該当するに至った日の属する月から、第2号から第4号に該当する場合にあって

は、該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、該当するに至った日の属する月の翌月から、第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月前における加算適用加入員期間を年金額の計算の基礎とし、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 脱退により加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
 - (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
 - (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
 - (4) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。
 - (5) 会社の社員でなくなったとき。
- 2 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に退職年金の受給権を取得しているものが当該年齢に達したときは、前条第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から当該者の退職年金の額を加算された額に改定する。
- 3 退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあつては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。
- (1) 改定前の基本退職年金額
 - (2) 第47条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額
- （退職年金受給権の失権）
- 第55条 退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。
- （退職年金の支給停止）
- 第56条 退職年金は、基本退職年金を支給すべき事由が生じた月から1ヶ月を経過するまでの間は、その額のうち基本退職年金に相当する部分の支給を停止する。
- 2 退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する
- (1) 65歳に達したとき。
 - (2) 特別支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき
 - (3) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき。
- 3 退職年金は、受給権者が60歳に達するまでの間は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

- 4 加入員である退職年金の受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ、法附則第13条第4項の各号（第4号及び第5号を除く。）又は法附則第13条の7第5項の各号（第3号を除く。）に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除して得た率を乗じた額を超える額について、その支給を停止する。
- (1) 当該各号に定める額
- (2) 加入員であった期間に係わる法第132条第2項（法附則第7条の6第1項の規定により読み替えられた場合を含む。）に規定する額（以下「代行部分の額」という。）
- 5 加入員である退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項（同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。）各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。
- (1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額
- (2) 代行部分の額
- 6 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 7 退職金は、受給権者が会社の社員である加入員である日が属する月は、加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第3節 減額退職年金

（減額退職年金の受給権者）

第57条 退職年金を受ける権利を有する者が、56歳以上60歳未満である間に、年金給付を受けることを申し出たときは、減額退職年金を支給する。この場合において退職年金は、支給しない。

（減額退職年金受給の申し出）

第58条 前条の申し出は、退職により加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

（減額退職年金額）

第59条 減額退職年金の額は、基本退職年金額と、加算退職年金額に当該減額退職年金の支給を開始する年齢（以下「減額退職年金支給開始年齢」という。）に応じて

別表第6に定める率を乗じて得た額（以下「減額退職年金」という。）を合算した額とする。

- 2 前項にいう減額退職年金支給開始年齢は、別表第6に掲げる年齢に達した日の属する月（別表第6に掲げる年齢に達した日の属する月の翌月に加入員の資格を喪失した者については、当該日の属する月の翌月）とする。
- 3 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に減額退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、第1項の額に基本退職年金を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。
- 4 第53条第2項の規定は、第1項の減額退職年金の額について準用する。

（減額退職年金額の改定）

第60条 受給権者である加入員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第4項の規定にかかわらず、第1号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、該当するに至った日の属する月から、第2号から第4号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月前における加入員であった期間を年金額の計算の基礎とし、該当するに至った日の属する月の翌月から、第5号に該当する場合にあっては、該当するに至った日の属する月前における加算適用期間を年金額の計算の基礎とし、該当するに至った日の属する月の翌月から、その額を改定する。

- (1) 加入員の資格を喪失し、かつ、加入員となることなくして加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過したとき。
- (2) 特例支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。
- (3) 老齢厚生年金の受給権を取得したとき。
- (4) 法附則第13条の4の規定による受給権者が65歳に達したとき。
- (5) 会社の社員でなくなったとき。

- 2 減額退職年金の受給権者のうち繰上支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が、65歳（法附則第13条の4の規定による受給権者にあっては法附則第8条の2各項に規定する年齢）に達するまでの間は、前項の規定にかかわらず、基本退職年金額の改定は行わないものとし、当該年齢に達した日の属する月の翌月から、次の各号に定める額を合算した額に改定する。

(1) 改定前の基本退職年金額

(2) 第47条第1項の規定に基づき、同項中「加入員であった全期間」及び「加入員期間」を「改定前の年金額の計算の基礎とした加入員期間を除く加入員期間」に読み替えて計算された額

- 3 前2項の規定により、減額退職年金の減額加算退職年金額を計算するにあたっては、減額退職年金支給開始年齢は、あらたに本人が希望した減額退職年金支給開始

年齢を基礎とするものとする。

- 4 法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継した者であって、連合会の規約の定める支給開始年齢に達する前に減額退職年金の受給権を取得している者が当該年齢に達したときは、前条第1項の額に基本加算年金額を加算するものとし、当該年齢に達した月の翌月から、その者の減額退職年金の額を加算された額に改定する。

(減額退職年金受給権の失権)

第61条 減額退職年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

(減額退職年金の支給停止)

第62条 減額退職年金は、基本退職年金を支給すべき事由が生じた月から1ヶ月を経過するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

- 2 減額退職年金は、受給権者が次の各号のいずれかに該当するまでの間は、その額のうち基本退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

(1) 65歳に達したとき。

(2) 特別支給の老齢厚生年金等の受給権を取得したとき。

(3) 法附則第7条の3又は法附則第13条の4の規定による老齢厚生年金の支給繰上げの請求をしたとき

- 3 減額退職年金は、受給権者が、減額退職年金支給開始年齢未満である間は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

- 4 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者については、その者が65歳未満である間は、それぞれ法附則第13条第4項の各号(第4号及び第5号を除く。)又は法附則第13条の7第5項の各号(第3号を除く。)に掲げる場合に依り、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に相当する額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える額について、その支給を停止する。

(1) 当該各号に定める額

(2) 代行部分の額

- 5 加入員である減額退職年金の受給権者のうち、老齢厚生年金の受給権を有する者が法第133条の2第3項(同条第5項の規定により読み替えられた場合を含む。以下本項において同じ。)各号のいずれかに該当する場合又は法附則第7条の3に定める繰上げ支給の老齢厚生年金等の受給権を有する者が法附則第7条の6第2項の規定により法第133条の2第3項各号のいずれかに該当する場合については、その者が70歳未満である間は、基本退職年金額に相当する額のうち、基本退職年金額に第1号に定める額を第2号に定める額で除した率を乗じて得た額を超える部分について、その支給を停止する。

(1) 代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た

額。

(2) 代行部分の額。

- 6 第3項第1号に規定する当該各号に定める額及び第3項により計算された額並びに前項に規定する代行部分の額から法第133条の2第3項に定める支給停止額を控除して得た額及び前項により計算された額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。
- 7 減額退職年金は、受給権者が会社の社員である加入員である日が属する月は、減額加算退職年金額に相当する部分の支給を停止する。

第4節 脱退一時金

(脱退一時金の受給権者)

第63条 脱退一時金は、次の各号のいずれかに該当したとき、その者に支給する。

- (1) 加入員期間15年未満で退職年金の受給権を有しない加算適用加入員又は加算適用加入員であった者が退職（懲戒解雇（会社の社員退職年金規則第9条に規定する解雇をいう。以下同じ。）を除く。）により加入員の資格を喪失したとき。
- (2) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が懲戒解雇により加入員の資格を喪失したとき。

(脱退一時金の額)

第64条 脱退一時金の額は、退職時基準基本給に次の各号の場合に応じ当該各号に定める別表に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 加算適用加入員期間が15年未満の者（懲戒解雇された者を除く。）については別表第4
- (2) 懲戒解雇された者については別表第7

2 加算適用加入員期間に1年未満（月単位）の端数がある場合における脱退一時金の額の算出にあたっては、別表第4又は別表第7に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

(支給の効果)

第65条 脱退一時金の支給を受けた者は、当該給付の計算の基礎となった加算適用加入期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

第5節 遺族一時金

(遺族一時金の受給権者)

第66条 遺族一時金（次項に規定する部分を除く。）は、加算適用加入員が、死亡により加入員の資格を喪失したとき又は加算適用加入員であった者が死亡したとき、その者の遺族に支給する。ただし、退職年金の加算退職年金額に相当する部分及び減額退職年金の減額加算退職年金額に相当する部分の支給を20年以上受けた者が死亡したときは、この限りではない。

2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する死亡一時金としての部分は、加入員又は加入員であった者が、連合会の規

約の定める基本加算年金額に係る保証期間を経過する前に死亡したときに、その者の遺族に支給する。

(遺族)

第67条 遺族一時金を受けることができる遺族は、次の各号に定める者とする。

- (1) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者
- (2) 死亡した加入員又は加入員であった者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって前号に該当しない者

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族一時金の額)

第68条 遺族一時金の額は、第1号から第3号までに掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額と第4号に掲げる額とを合算した額とする。

- (1) 加算適用加入員又は加算適用加入員であった者（退職年金又は減額退職年金の受給権者を除く。）が死亡により加入員の資格を喪失したとき。

ア 加算適用加入員期間15年以上のときは退職時基準基本給に、加算適用加入員期間に応じ別表第3に定める率を乗じて得た額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額

イ 加算適用加入員期間15年未満のときは退職時基準基本給に別表第4の「やむを得ない事由・死亡」欄に掲げる率を乗じて得た額

- (2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者である加算適用加入員であった者が、退職年金の加算退職年金に相当する部分又は減額退職年金の減額加算退職年金額に相当する部分の支給を受ける前に死亡したときは、その者の加算退職年金額に相当する額に、その者の死亡日の年齢に応じ別表第8に定める率を乗じて得た額。

- (3) 退職年金の加算退職年金額に相当する部分又は減額退職年金の減額加算退職年金額に相当する部分の支給を受けている者が死亡したときは、その者が既に支給を受けていた加算退職年金額又は減額加算退職年金額に、その者が当該給付の支給を既に受けていた期間（以下「支給済期間」という。）に応じ、別表第9に定める率を乗じて得た額。

- (4) 第66条第2項に該当する場合は、連合会の規約の定めるところにより計算した死亡一時金の額。

2 加算適用加入員期間に1年未満（月単位）の端数がある場合、死亡時の年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合又は支給済期間に1歳未満（月単位）の端数がある場合における遺族一時金の額の算出にあたっては、別表第3、別表第4、

別表第8又は別表第9に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

第7章 中途脱退者

(中途脱退者)

第69条 中途脱退者とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 加入員の資格を喪失した者（加入員の資格を喪失した日において、この基金が支給する年金給付の受給権を有する者を除く。）であって、その者の加入員であった期間が15年に満たない者
- (2) 脱退一時金の受給権を有する者であって、当該脱退一時金相当額の支給義務を連合会へ移転することを申し出た者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者は中途脱退者としな

- (1) 退職年金の支給に関する義務を連合会に移転する前に再びこの基金の加入員となった者又は死亡した者
- (2) 設立事業所以外の事業所に出向（日立エンジニアリング株式会社の社員就業規則第40条、株式会社アイシーの社員就業規則第40条、茨城日立情報サービス株式会社の社員就業規則第40条及び株式会社日立製作所日立事業所H E Cグループの社員就業規則第40条に規定する出向をいう。）したため、この基金の加入員の資格を喪失した者であって、再びこの基金の加入員となること

(支給義務の移転)

第70条 この基金は、中途脱退者の加入員であった期間に係る基本退職年金額のうち上乗せ年金額（加入員であった全期間の平均標準給与月額 $\times 1,000$ 分の0.1に相当する額に加入員期間の月数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の支給に関する義務を、連合会に移転する。

- 2 前項の規定により支給に関する義務を連合会に移転する場合には、中途脱退者の基本退職年金額のうち上乗せ年金額の現価相当額を交付する。
- 3 前2項により給付の支給に関する義務を連合会に移転した者に支給する基本退職年金額は、第47条の規定にかかわらず、同条の規定により計算された額から上乗せ年金額を控除した額とする。

(中途脱退者に対する年金給付)

第71条 前条の規定により上乗せ年金額の支給義務を連合会に移転した中途脱退者に対する連合会の年金給付については、その者が加入員の資格を喪失したときにおける連合会の規約によるものとする。

(中途脱退者に係る年金給付に関する支払期月の特例)

第72条 中途脱退者の連合会の年金給付に関する支払期日は、第49条第3項の規定にかかわらず、連合会の規約の定めるところによる。

(中途脱退者に係る脱退一時金相当額の交付)

第72条の2 この基金は、第70条の支給義務の移転に併せて中途脱退者に係る脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。

2 前項の交付は、当該中途脱退者に脱退一時金の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

3 第1項の脱退一時金相当額の全部又は一部を連合会に交付したときは、その額の計算の基礎となった当該中途脱退者の加算適用加入員であった期間は加算適用加入員でなかったものとみなす。

(支給義務の承継)

第73条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員となったときは、連合会からその者に係る上乗せ年金の額の支給に関する義務（法第160条の2第3項の規定により連合会が年金給付の額を加算し又は一時金たる給付を支給するものとされている場合にあっては、当該加算額に係る年金給付及び当該一時金たる支給に関する義務を含む。）を承継する。

2 この基金は、前項の規定により年金及び一時金の支給に関する義務を連合会から承継した場合には、当該中途脱退者に係る年金給付及び一時金たる給付の現価相当額の交付を請求するものとする。

(現価相当額の計算)

第74条 第2項及び前条第2項に規定する現価相当額については、基金令第52条の定めるところにより計算するものとする。

第8章 福祉施設

(福祉施設)

第75条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

第9章 年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約並びに業務の委託

(年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

第76条 この基金は、法第130条の2第1項及び法第136条の3第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の管理及び運用に関し、信託会社と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、投資顧問業者と投資一任契約をそれぞれ締結するものとする。

2 この基金は、第1項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第130条の2第2項及び法第136条の3第2項の規定に基づき、信託会社と自己を受益者とする年金特定信託契約を締結する。

3 第1項の規定により締結する信託契約について、年金給付及び一時金たる給付に

要する費用に関して締結する内容は、基金令第30条第1項に規定するもののほか次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

ア 加入員もしくは加入員であった者またはこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項および法第160条の2第2項の規定に基づき、中途脱退者に係る年金給付および一時金たる給付の現価相当額または脱退一時金相当額の交付を行うとき。

ウ 基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができるとき。

(2) 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第1項の規定により締結する保険契約について、年金給付及び一時金たる給付に要する費用に関して締結する内容は、基金令第30条第2項に規定するもののほか次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者またはこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付を受けることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第160条第3項および法第160条の2第2項の規定に基づき、中途脱退者に係る年金給付および一時金たる給付の現価相当額または脱退一時金相当額の交付を行うとき。

(2) 配当金の支払は、基金規則第44条の2の規定により業務経理への繰入金を受けることができる場合に行われるものであること。

(3) 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

(4) 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第2項の年金特定信託契約の内容は、基金令第31条に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第76条の2 前条第1項及び第2項の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 運用受託機関又は資産管理機関の名称

(2) 信託金又は保険料の払込割合

(3) 基金に支払うべき支払金又は保険金の負担割合

(4) 資産の額の変更

2 運用管理規程は、代議員会の議決を経て決定する。また、定めた事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項については、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号及び第3号に規定する事項の変更並びに第1項第4号に規定する事項

であって、年金給付等積立金の安全かつ効率的な運用のために必要なものとして、運用管理規程で定めるものについては、前2項の規定にかかわらず、運用管理規程の定めるところにより、理事長の専決をもって決定することができる。

- 5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(運用管理)

第76条の3 この基金は、自らの判断の下にこの基金にとって最適と認められる資産構成割合を定めるよう務めなければならない。

(年金給付等積立金の積立て)

第76条の4 この基金は、法第136条の2に定めるところにより、年金給付等積立金を積み立てなければならない。

(業務の委託)

第77条 この基金は、みずほ信託銀行株式会社に、次の各号に掲げる事務を委託する。

(1) 年金数理に関する事務

(2) 給付金の支払に関する事務

(3) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管理者たる政府からの負担金に関する事務

(4) 副本管理に関する事務

(5) 副本管理に付随する事務

ア 加入員記録管理補助

イ 年金受給待期者補助

ウ 年金受給者記録管理補助

エ 厚生年金基金連合会移受換対象者抽出補助

オ 統計資料作成補助

カ 掛金額計算補助

キ 給付額計算補助

- 2 この基金は、前項に規定する事務のほか、法第130条5項に規定する業務の委託会社（連合会を除く。）に、年金資産及び年金債務の将来予測（運用の基本方針の策定のために必要な年金資産分析（リスク・リターン分析等）及び関連業務（最適資産構成に関する相談、助言等）を含む。）に関する事務を委託することができる。

第10章 費用の負担

(掛金)

第78条 この基金は、給付に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

2 前項の掛金の額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 加入員については

加入員の標準給与の月額に1,000分の6を乗じて得た額

(2) 加算適用加入員については

加算適用加入員の基準基本給に1,000分の103を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、設立事業所以外の適用事業所に同時に使用される加入員に係る掛金の額は、第1号に定める額に第2号に定める割合を乗じて得た額に前項第2号に定める額を合算した額とする。

(1) 前項の規定により加入員の標準給与の月額に同項第1号の掛金率を乗じて得た額

(2) 標準給与の月額の計算の基礎となる給与の月額に対する設立事業所で受ける給与の割合

(掛金の負担割合)

第79条 加入員及び事業主は、次のようにそれぞれ掛金を負担する。

(1) 前条第2項第1号に定める掛金の場合

事業主 6分の6

(2) 前条第2項第2号に定める掛金の場合

加入員 103分の8.8

事業主 103分の81.2

(育児休業期間中の加入員の特例)

第79条の2 削除

(積立上限額を超える場合の掛金の控除)

第79条の3 この基金は、毎事業年度の決算において、年金給付等積立金の額が次項に規定する積立上限額を上回っている場合には、当該上回った額を基準として基金規則第47条の2で定めるところにより算定した額を、法第138条第3項に定めるところにより算定した掛金の額から基金規則第47条の3で定めるところにより控除しなければならない。

2 積立上限額は、この基金の財政の安定性を長期間にわたって確実に確保することができる年金給付等積立金の水準を上回る額として、厚生労働大臣の定めるところにより算出するものとする。

(減少設立事業所に係る不足額の一括徴収)

第79条の4 この基金は、設立事業所が減少する場合（権利義務の移転による場合は除き、事業所の一部譲渡及び分割の場合を含む。）において、当該減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加する額に相当する額（以下この条において「不足額」という。）を徴収するものとし、当該減少に係る設立事業所（以下「減少設立事業所」という。）の事業主に対し、減少設立事業所が減少する日（以下「減少日」という。）の10日前までに、特別掛金として納入の告知を行う。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れた場合は、この限りでない。

- 2 前項に定める減少設立事業所に係る不足額は、減少設立事業所が減少しないとしたならば基金が当該減少設立事業所の事業主から徴収することとなる次に掲げる債務及び不足金に基づいて計算する額とする。

ア 特別掛金収入現価相当額

イ 繰越不足金

- 3 前項に定める不足額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 前項アに定める特別掛金収入現価相当額

減少日の直前の財政決算日（直前の財政決算とは、代議員会の議決を経たものをいう。ただし、当該直前の財政決算日以降に財政計算を行い、当該財政計算が代議員会で議決されている場合（ただし、給付の額の変更を伴う財政計算であって減少設立事業所に対する給付が変更後の規定により行われない場合を除く。）は、当該財政計算日とする。以下同じ。）における特別掛金収入現価相当額に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の基準基本能力給月額の総額に対する減少設立事業所の加入員（一部譲渡及び分割の場合は、当該譲渡及び分割により資格喪失する加入員とする。以下同じ。）に係る基準基本能力給月額の総額の割合を乗じて得た額から直前の決算日以後減少日までに納付した当該特別掛金の額を控除して得た額

(2) 前項イに定める繰越不足金

減少日の直前の財政決算日における繰越不足金額（ただし、前号に定める特別掛金収入現価相当額に係る特別掛金率に織込み済の額を除く。）に、減少日の直前の財政決算日におけるこの基金の基準基本能力給月額の総額に対する減少設立事業所の加入員に係る基準基本能力給月額の総額の割合を乗じて得た額

- 4 減少設立事業所の事業主は、第1項の規定により納入の告知をされた特別掛金について、減少日の前日までに、この基金に納付しなければならない。ただし、減少設立事業所の申出又は報告が遅れたため、納入告知が遅れた場合は、この限りでない。

（掛金の納付義務及び掛金の源泉控除）

第80条 事業主は、その使用する加入員及び自己の負担する掛金を納付する義務を負う。

- 2 事業主は、加入員に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、加入員の負担すべき前月分の掛金（加入員がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月分及びその月分の掛金）を報酬から控除することができる。

- 3 事業主は、前項の規定によって掛金を控除したときは、掛金の控除に関する計算書を作成し、その控除額を加入員に通知しなければならない。

（徴収金）

第81条 この基金は、設立事業所以外の厚生年金保険の適用事業所に同時に使用される加入員に係る給付に要する費用の一部に充てるために、給付の額の計算の基礎となる各月につき、法附則第30条第2項第4号により読み替えられた法第140条第3項及び第4項の規定により算定された徴収金を徴収する。ただし、同条第8項

の規定により免除される額については、この限りでない。

(事務費掛金)

第82条 この基金は、第78条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため、毎月事務費掛金を徴収する。

2 前項の事務費掛金の額は、代議員会の議決を経て別に定めるところにより事業主が全額負担する。

(政府負担金)

第83条 この基金は、改正法附則第84条第3項から第5項までの規定による厚生年金保険の管掌者たる政府からの負担金を受け入れるものとする。

第11章 財務及び会計

(事業年度)

第84条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第85条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届出なければならない。これに重要な変更を加えたときも、同様とする。

(決算)

第86条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後6月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見をつけて、代議員会に提出し、その議決を得た後厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の事務所に備えつけて置かなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処理)

第87条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処分等は、基金規則第48条及び第49条に規定するところによる。

(年金経理から業務経理への繰入)

第88条 この基金は、毎事業年度、前事業年度の末日における年金給付費等積立金の額が加入員及び加入員であった者に係る責任準備金の額以上の額であって、将来にわたり財政の健全な運営を維持することができるものとして厚生労働大臣の定めるところにより算出した額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、厚生労働大臣の定めるところにより、年金経理から業務経理へ繰り入れとができる。

(余裕金の運用)

第89条 この基金の業務上の余裕金は、基金令第40条の定めるところにより運用しなければならない。

(借入金)

第90条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けて、借入金を行うことができる。

(掛金の額の再計算)

第91条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるように、少なくとも5年ごとに、基金令第33条に定める基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣の定める基準に該当になった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(最低積立基準額)

第91条の2 この基金は、加入員及び加入員であった者の受給権を保全するため、毎事業年度末の日（以下、この条において「基準日」という。）において、最低保全給付を支給するために必要な給付原資である最低積立基準額を保有するものとする。

2 前項の最低保全給付は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める給付とする。

(1) 基準日において年金受給者または受給待期脱退者である者（基金から支給される年金の全部の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者を除く。）
規約に基づいて支給されることとなる年金給付。

(2) 基準日において加入員である者

ア 基本部分

標準的な退職年齢に達した日（基準日における当該加入員の年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる給付のうち、法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間に係る給付に(7)に定める按分率を乗じて得た給付と、法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間に係る給付に(1)に定める按分率を乗じて得た給付を合算して得た給付とする。

(7) 按分率 = $A1 / B1$

A1 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

B1 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日前の加入員期間の月数

(1) 按分率 = $A2 / B2$

A2 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

B2 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に年金額の算定に用いられる法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数

イ 加算部分

標準資格喪失日に加入員の資格を喪失したとした場合に支給されることとな

る給付に、次の各号に応じて当該各号に定める按分率を乗じた給付とする。

(ア) 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金の受給資格が得られる者

第47条第2項第1号の規定に該当する場合の按分率＝A／B

A 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3の係数

B 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3の係数

第47条第2項第2号の規定に該当する場合の按分率＝C／D

C 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第4の係数に0.1074を乗じたもの

D 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合に、年金額の算定に用いる別表第3の係数

(イ) (ア) 以外の者

按分率＝E／F

E 基準日の翌日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額

F 標準資格喪失日に加入員の資格を喪失した場合の一時金の額

3 前項の標準的な退職年齢は60歳とする。

4 第1項の最低積立基準額は、厚生年金基金令第39条の3第2項及び第3項に定めるところにより算定した額とする。

(掛金及び責任準備金の算出方法)

第92条 掛金及び責任準備金の算出方法は、別に定める。

(財務及び会計規程)

第93条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第12章 解散及び清算

(解散)

第94条 この基金の解散については、法第145条の規定による。

(清算)

第95条 この基金が解散したときの清算は、法第147条の規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第96条 この基金が解散したときは、基金令第55条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第162条の3第1項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(解散時積立不足額の一括徴収)

第96条の2 この基金が解散したときに、年金経理に属する時価評価した資産額が最低積立基準額に満たないときは、解散時における最低積立基準額と年金経理に属する時価評価した資産額の差額（以下この条において「不足額」という。）を算出し、不足額を特別掛金として解散日現在の設立事業所の事業主から一括して徴収する。

- 2 前項に規定する不足額の徴収は、不足額を解散日現在の設立事業所の加入員の標準給与月額に応じて按分した額を、解散日現在の設立事業所の事業主が負担することにより行うものとする。
- 3 前項の定めるところにより、この基金の清算人が不足額の納入の告知をしたときは、解散日現在の設立事業所の事業主は、納入の告知の日から10日以内に不足額を納付しなければならない。

（残余財産の分配）

第97条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、この基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

- 2 前項の分配は、解散日において算定した、各受給権者等に係る第91条の2第2項に定める最低保全給付を支給するために必要な給付原資（以下「最低積立基準額相当額」という。）に基づき行うものとし、その分配額は、残余財産の額に応じて、次の各号に定めるところにより算定するものとする。
 - (1) 残余財産の額が、最低積立基準額相当額から最低責任準備金の額を控除した額（以下「上乗せ部分の最低積立基準額相当額」という。）を下回る場合
残余財産の額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額
(ア) 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準額相当額
(イ) すべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額
 - (2) 残余財産の額が、上乗せ部分の最低積立基準額相当額を上回り、かつ、すべての受給権者等に係る、基金が存続し解散日の翌日に加入員の資格を喪失したと仮定したときに基金から支給されることとなる給付の現価（以下「要支給額」という。）から最低責任準備金の額を控除した額の総額を下回る場合、
次のア及びイの合計額
ア 各々の受給権者等の上乗せ部分の最低積立基準相当額
イ 残余財産の額からすべての受給権者等に係る上乗せ部分の最低積立基準額相当額の総額を控除した額に、次の(ア)に掲げる額を(イ)に掲げる額で除した率を乗じた額
(ア) 各々の受給権者等の、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額
(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低積立基準額相当額を控除した額の総額
 - (3) 残余財産の額が、すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額を上回る場合

残余財産の額に次ぎの (7) に掲げる額を (イ) に掲げる額で除した率を乗じた額
(7) 各々の受給権者等の、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額
(イ) すべての受給権者等に係る、要支給額から最低責任準備金の額を控除した額の総額

- 3 前項の要支給額の算定に用いる予定利率及び予定死亡率は、最低積立基準額相当額の算定に用いるものとする。
- 4 この基金は、受給権者等から分配金の支払の申出があった場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。
- 5 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通知)

第98条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 分配金の額

(2) 分配金の支払方法

- 2 清算人は、受給権者等の住所が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第13章 雑 則

(時効)

第99条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、2年を経過したとき、給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

- 2 退職年金及び減額退職年金を受ける権利の時効は、当該年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

- 3 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第141条第1項において準用する法第86条第1項の規定による督促は、民法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する

(給付の制限)

第100条 遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

(不服申立て)

第101条 標準給与若しくは年金給付若しくは一時金たる給付に関する処分又は掛金その他徴収金の賦課若しくは徴収の処分若しくは法第141条第1項において準用する法第86条の規定による処分に関する不服のある者については、法第6章に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第91条の3中「第90条第1項又は第91条」とあるのは「第169条において準用する第90条

第1項又は第91条」と読み替えるものとする。

(業務概況の周知)

第101条の2 この基金は、基金規則第56条の2で定めるところにより、この基金の業務の概況について、加入員に周知させなければならない。

2 この基金は、前項に規定する業務の概況について、加入員以外の者であってこの基金が年金給付及び一時金たる給付の支給に関する義務を負っているものにも、できる限り同様の措置を講ずるよう努めるものとする。

(還元融資)

第102条 事業主及びこの基金は、加入員の福祉の増進に資するため、この基金の信託契約及び保険契約に係る資産についてその総額の4分の1に相当する額を上回らない額を、別に定めるところにより、還元融資として貸付を受けることができるものとする。

(連合会への加入)

第103条 この基金は、連合会に加入するものとする。

(支払保証事業への加入)

第103条の2 この基金は、連合会が行う支払保証事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出するものとする。

2 この基金は、毎事業年度の決算時において解散時責任準備金等に基づき、積立水準について検証し、その結果を連合会に報告するものとする。

(実施規程)

第104条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続、その他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、昭和63年10月1日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 この基金が成立した日において、この基金の成立と同時に加入員の資格を取得した者については、その資格の取得に関し第43条の規定による標準給与の決定を行わず、昭和63年10月における厚生年金保険の標準報酬月額を、その者の同年同月における標準給与月額とする。

(事業年度に関する経過措置)

第3条 この基金が成立した当初の事業年度は、第84条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から始まり、昭和65年3月31日に終わるものとする。

(給付に関する経過措置)

第4条 大正15年4月1日以前に生まれた者及び昭和61年4月1日前に支給事由の生じた国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「改正法」という。）第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保

險法」という。)による老齡年金改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齡年金若しくは施行日の前日において法律によって組織された共済組合が支給する退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)若しくは減額退職年金(同日においてその受給権者が55歳に達しているものに限る。)の受給権者については、この規約第47条第1項中「1,000分の7.6(別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)」を「1,000分の10.1」に、第52条第4号中「法附則第8条の規定による老齡厚生年金又は法附則第28条の3の規定による特例老齡年金(以下「特例支給の老齡厚生年金等」という。)」を「旧厚生年金保険法による老齡年金、通算老齡年金又は特例老齡年金」に、第56条第1項中「法附則第8条の規定による老齡厚生年金の受給権者」を「旧厚生年金保険法による老齡年金、通算老齡年金又は特例老齡年金の受給権者(旧厚生年金保険法第46条第3項の規定によりその支給を停止されている者を除く。)」に、第54条第2号、第56条第4号、第60条第1項第2号及び第62条第4項中「特例支給の老齡厚生年金等」を「旧厚生年金保険法による老齡年金、通算老齡年金又は特例老齡年金」に、それぞれ読み替えるものとし、第52条第3号及び第52条第5号はこれを適用しないものとする。

(再計算に関する経過措置)

第5条 第91条の規定にかかわらず、この基金の設立後最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第6条 この基金が成立した日において加入員の資格を取得した者のうち、この基金が成立した日において第36条に定める条件を満たしている者は、同条の規定にかかわらず、この基金が成立した日において加算適用加入員となるものとし、その者に係る基準基本能力給の月額は、第44条の規定にかかわらず、加算適用加入員となった日における基準基本能力給の月額とする。

(過去勤務期間)

第7条 この基金が成立した日において、加算適用加入員となった者については、基金設立前の期間のうち、次に定める期間(以下「過去勤務期間」という。)を給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

- (1) 昭和63年10月1日前に日立系列会社から転入により会社の社員となった者のうち、転入日現在において25歳以降最初の9月21日を経過した者については、25歳以降で最初の9月以後昭和63年9月以前の期間。ただし、昭和47年3月21日以前に転入により会社の社員となった者については、25歳以降で最初の3月以後昭和63年9月以前の期間
- (2) 前号以外の者については、第36条第1項中「日の属する月以降最初に到来する10月以後」を「日の属する月以降最初に到来する9月以後」と読み替えて、この基金が設立されたとしたならば、その者が加算適用加入員となっていたと認められる期間。ただし、昭和47年3月21日以前に会社の社員となった者については、

「日の属する月以降最初に到来する3月以後」と読み替えるものとする。

2 この基金が成立した日において、現に出向中である者が、その後加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 昭和63年9月21日現在で25歳未満である者については、25歳に達した日の属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

(2) 昭和63年9月21日現在で25歳以上の者のうち、25歳未満で会社の社員となった者については、25歳に達した日以降最初に到来する9月以後、25歳以上で会社の社員となった者については、会社の社員となった日以降最初に到来する9月以後それぞれ加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間。

ただし、昭和47年3月21日以前に会社の社員として25歳に達した者は、「日以降最初に到来する9月以後」を「日以降最初に到来する3月以後」に読み替えるものとする。

3 この基金が成立した日の後において出向により加入員の資格を喪失した者がその後、加算適用加入員となったときは、次の期間を過去勤務期間とみなして給付の額の算定の基礎として用いるものとする。

(1) 25歳未満で出向した者であるとき。

25歳に達した日に属する月以降最初に到来する10月以後加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

(2) 25歳以上で出向した者であるとき。

加入員の資格を喪失した日の属する月以降加算適用加入員となった日の属する月の前月迄の期間

4 前3項の規定により過去勤務期間を給付の額の算定の基礎として用いる者については、第47条第3項第1号、同条同項第2号、第53条第1項第1号、第63条第1号、第64条第1項第1号、第68条第1項第1号、同条同項第2号、附則第8条第1項、同条同項第2号、別表第3、別表第4及び別表第7中「加算適用加入員期間」とあるのは「加算適用加入員期間に過去勤務期間を合算した期間」と読み替えて、これらの規定を適用する。

5 加入期間が15年未満で、加算適用加入員期間に過去勤務期間を加えた期間が、15年以上である者については、第52条第2号の規定にかかわらず、その者が脱退により加入員の資格を喪失したときに、退職年金を支給する。

(特例退職一時金)

第8条 この基金は、当分の間、退職（懲戒解雇による退職を除く。）により、加入員の資格を喪失し、第53条第1項第1号に該当する者の申し出により、特例退職一時金を支給する。

2 前項の申し出は、加入員の資格を喪失した日の属する月の翌月末日までにしなければならない。

3 第1項による特例退職一時金の請求は、加算退職年金額に相当する部分について、次の各号のいずれかの割合で行うことができる。ただし、第2号から第4号までの割合での選択は1回限りとする。

- (1) 4分の4
- (2) 4分の3
- (3) 4分の2
- (4) 4分の1

(特例退職一時金の額)

第9条 特例退職一時金の額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 加算適用加入員期間15年以上で定年退職、定年を超えて退職、50歳以上で自己都合退職又はやむを得ない事由退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本能力給に加算適用加入員期間に応じ別表第3に定める率を乗じて得た額に前条第3項の規定により特例退職一時金を請求した割合（以下「選択割合」という。）を乗じて得た額に、加入員の資格を喪失した日の年齢に応じ、別表第10に定める率を乗じて得た額とする。
- (2) 加算適用加入員期間15年以上でかつ50歳未満で自己都合退職又は加算適用加入員期間15年未満の退職により加入員の資格を喪失した者については、退職時基準基本給に加算適用加入員期間に応じ別表第4に定める率を乗じて得た額に選択割合を乗じて得た額とする。

2 加入員の資格を喪失した日の前日の年齢に1歳未満（月単位）の端数がある場合における特例退職一時金の額の算出にあたっては、別表第10に掲げる算式によって算出した率を用いて、前項の規定に基づき算出した額とする。

(退職年金の特例)

第10条 特例退職一時金の支給を受けた場合における退職年金の額は、第53条第1項の規定にかかわらず、附則第8条第3項の規定により特例退職一時金を請求した割合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 選択割合が4分の4の場合
基本退職年金額に相当する額
- (2) 選択割合が4分の3の場合
基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に4分の1を乗じて得た額の合計額
- (3) 選択割合が4分の2の場合
基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に4分の2を乗じて得た額の合計額
- (4) 選択割合が4分の1の場合
基本退職年金額に相当する額と加算退職年金額に相当する額に4分の3を乗じて得た額の合計額

(支給の効果)

第11条 特例退職一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加算適用加入員期間は、加算適用加入員でなかったものとみなす。

(選択一時金)

第11条の2 基本加算年金額が加算された退職年金又は減額退職年金の受給権者並びにこの基金の加入員であつて、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者は、当分の間、第2項から第4項に定めるところにより、年金給付の支給に代えて、選択一時金の支給を受けることができる。

2 法第161条の規定により、支給に関する義務を承継した法第160条の2第3項に規定する一時金たる給付としての部分に係る選択一時金は、退職年金又は減額退職年金の受給権者が、連合会の規約に定める選択一時金の申出事由に該当する場合であつて、かつ、次の各号のいずれかのときにおいて一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

(1) 退職年金又は減額退職年金のうち、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始されるとき。

(2) 退職年金又は減額退職年金の受給権者が、基本加算年金額に相当する部分の支給が開始された後連合会の規約の定める保証期間を経過する前に一時金の選択を希望するとき。

3 この基金の加入員であつて、法第160条の2第3項の規定により加算された額の年金給付の支給に関する義務を承継している者に対する選択一時金は、連合会の規約の定めるところにより当該者が加入員の資格を喪失した場合において一時金の選択を申し出たときに、その者に支給する。

4 前項の選択一時金の額は、連合会の規約の定めるところにより計算した額とする。

5 退職年金又は減額退職年金の受給権者が第2項又は第3項に定めるところにより、申し出たときは、その者に支給する退職年金又は減額退職年金の額のうち、基本加算年金額を一時金の選択割合に応じて減額する。

(特別掛金)

第12条 この基金は、附則第7条に規定する過去勤務期間に基づく給付の費用に充てるため、当分の間、その給付の額の計算の基礎となる各月につき、特別掛金を徴収する。

2 前項の特別掛金の額は、加算適用加入員の基準基本給の月額に1,000分の72を乗じて得た額とする。

3 特別掛金は、事業主が全額負担する。

4 第80条第1項の規定は、特別掛金について準用する。

(適格退職年金の廃止に伴う掛金の徴収)

第13条 この基金は、第78条、第82条及び前条に定める掛金のほか、会社の適格退職年金制度（昭和39年3月16日施行）の廃止に伴い、次の各号に掲げる額の合計額を、附則第7条に定める過去勤務期間に係る給付に要する費用に充てる

ための掛金として徴収する。

- (1) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該年金信託契約の受託者及び当該年金保険契約の保険者より事業主に返還された返還金及び解約返戻金に相当する額。
- (2) 適格退職年金制度の廃止に伴い、当該制度の加入員の資格を喪失した加入員（以下「移行加入員」という。）に、当該制度から返還された返還金（以下「加入員資格喪失時返還金」という。）に相当する額。

2 事業主及び移行加入員は、前項に定める掛金として、次の各号に掲げる額を負担する。

(1) 事業主

前項第1号に定める返還金及び解約返戻金に相当する額。

(2) 移行加入員

加入員資格喪失時返還金に相当する額。

3 事業主は、事業主及び移行加入員が前項各号に掲げる額を収受した日に、その合計額を基金に納付する。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第14条 平成14年10月1日においてこの基金の加入員となった者のうち、平成14年9月30日現在株式会社日立システムテクノロジー就業規則第2条に定める従業員については、第36条の規定にかかわらず平成15年3月31日までの間は加算適用加入員としないものとする。

附 則 (設立事業所名称変更による変更)

この規約は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則 (法改による変更)

この規約は、認可の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則 (法改による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は認可の日から施行し、平成2年2月1日から適用する。ただし、次条の規定については、平成元年12月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成元年12月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成元年11月の標準給与の月額が76,000円以下であるもの又は470,000円であるもの（当該標準給与の月額の基礎となった給与月額が485,000円未満であるものを除く。）の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第86号）による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例による標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成元年12月から平成2年9月までの各月の標準給与とする。

附 則 (基準基本給1.1倍化による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成2年10月1日から施行する。ただし、別表第3、別表第4、別表第7は、平成2年4月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本能力給を改訂された加算適用加入員については平成2年4月21日から、平成2年5月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本給を改訂された加算適用加入員については平成2年5月21日からそれぞれ適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成2年4月21日において、この基金の給付を受ける権利を有する者及び平成2年4月21日において会社の社員退職金規則に定める基準基本能力給を改訂されなかった者で平成2年4月22日から平成2年5月21日までの間に、この基金の給付を受ける権利を取得した者の給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成2年9月以前の月分に係る掛金の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (法改による変更)

この規約は、認可の日から施行する。

附 則 (給付改善による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成4年9月21日から適用する。

ただし、第78条、第79条及び附則第12条については、平成4年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成4年9月21日において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成4年9月以前の月分に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (法改による変更)

この規約は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (設立事業所名称変更)

この規約は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (法改による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年1月1日から適用する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成5年12月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (信託・生保シェア不均衡による是正)

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (給付改善による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成6年9月21日から適用する。ただし、第78条、第79条及び附則第12条については、平成6年10月1日から適用する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成6年9月21日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(掛金に関する経過措置)

第3条 平成6年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (法改による変更で免除料率の変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成6年11月29日から施行し、平成6年11月1日から適用する。

(標準給与に関する経過措置)

第2条 平成12年10月1日前にこの基金の加入員の資格を取得し、同日まで引き続き加入員の資格を有する者であって、平成12年年9月の標準給与の月額が92,000円以下であるもの又は590,000円であるもの(当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額が605,000円未満であるものを除く。)の標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となった給与の月額を国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)による改正後の厚生年金保険法第20条の規定の例により標準給与の基礎となる給与月額とみなして改定する。

2 前項の規定により改定された標準給与は、平成12年10月から平成13年9月までの各月の標準給与とする。

(掛金に関する経過処置)

第3条 平成6年10月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 (法改による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

(支給停止に関する経過措置)

第2条 この規約による改正後の日立エンジニアリング厚生年金基金規約(以下「改正後の基金規約」という。)の退職年金又は減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権者(昭和10年4月1日以前に生まれた者に限る。)については、その者が加入員である日が属する月において、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第56条又は第62条の規定は適用せず、この規約による改正前の日立エンジニアリング厚生年金基金規約(以下「改正前の基金規約」という。)第56条又は第62条の規定はなおその効力を有する。

(1) 当該退職年金等の額につき改正後の基金規約第56条第4項又は第62条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額。

(2) 当該退職年金等の額につき改正前の基金規約第56条第4項又は第62条第4項の規定を適用して計算した場合におけるその支給が停止される部分の額。

第3条 平成7年4月1日前において改正前の基金規約の退職年金等の受給権を有していた者については、その者が加入員である日が属する月において、前条第1号に掲げる額が同条第2号に掲げる額を超えるときは、改正後の基金規約第56条又は第62条の規定は適用せず、改正前の基金規約第56条又は第62条の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (法改正による変更)

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (法改正による変更)

この規約は、平成8年1月18日から施行し、平成7年10月1日から適用する。

附 則 (法改による掛金率変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成8年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第2条 平成8年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (法改による変更)

この規約は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (設立事業所間合併による名称変更及び削除)

この規約は、平成8年5月21日から施行する。

附 則 (年金給付専用ファンド信託契約締結)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (運用執行理事)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (業務の委託)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (運用規制)

この規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (年金資産払込み割合)

この規約は、平成9年10月1日から施行する。

(施行期日)

第1条 この規約は、平成9年10月1日から施行する。

(給付費負担の負担割合に関する経過措置)

第2条 この規約変更の施行期日の属する年度について改正後の第76条の規定を適用する場合においては、同条第3項第1号中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表(1)に掲げる割合」と、同条第4項中「当該契約に係る前事業年度の1月末日における資産割合」とあるのは「附則別表

(2) に掲げる割合」とする。

附則別表 (1) 信 託 会 社

信 託 会 社 名	割 合
* 安田信託銀行株式会社	1 0 0 分の 6 1
東洋信託銀行株式会社	1 0 0 分の 5

附則別表 (2) 生命保険会社

生 命 保 険 会 社	割 合
日産生命保険相互会社	1 0 0 分の 2 3
第一生命保険相互会社	1 0 0 分の 8
日本生命保険相互会社	1 0 0 分の 5

附 則 (業務の委託)

この規約は、認可の日から施行し、平成 9 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

附 則 (運用管理)

この規約は、平成 1 0 年 2 月 9 日から施行し、平成 9 年 1 2 月 2 5 日から適用する。

附 則 (掛金率変更)

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

(掛金に関する経過措置)

第 2 条 平成 1 0 年 3 月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (年金資産払込割合)

この規約は、平成 1 1 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (法改による変更)

この規約は、平成 1 1 年 3 月 4 日から施行する。

附 則 (法改による変更)

第 1 条 この規約は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (事業所吸収合併)

(施行期日)

第 1 条 この規約は平成 1 1 年 4 月 1 日より施行する。

(加算適用適用加入員に関する経過措置)

第 2 条 基金移行加入員のうち、平成 1 1 年 3 月 3 1 日において旧日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の適格退職年金制度（昭和 5 7 年 3 月 2 1 日施行）の加入者であった者は、平成 1 1 年 4 月 1 日において、第 3 6 条の規定にかかわらず加算適用加入員となるものとする。ただし、平成 1 1 年 4 月 1 日において、第 4 1 条第 2 項に定める加算適用加入員の資格を喪失する者を除く。

2 前項の加算適用加入員に係る基準基本給の月額は、第 4 4 条第 4 項の規定を準用する。

(過去勤務期間)

第3条 基金移行加入員のうち、平成11年4月1日において加算適用加入員となった者については、基金加入前のうち、次に定める期間を給付の額の算定として用いるものとする。

- (1) 25歳未満で旧日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の社員となった者については、25歳に達した日の属する月以降最初に到来する3月以後平成11年3月までの期間。
- (2) 25歳以上で旧日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の社員となった者については、旧日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の社員となった日の属する月以降最初に到来する3月以後平成11年3月までの期間。

(準用規定)

第4条 附則(昭和63年10月1日施行。以下この条において同じ)第7条第2項から同条第5項及び附則第13条の規定は、基金移行加入員のうち加算適用加入員である者について準用する。ただし、附則第7条第2項及び第3項中「この基金が成立した日」とあるのは「平成11年4月1日」と、「昭和63年9月21日」とあるのは、「平成11年3月21日」と及び附則第13条中「会社の適格年金制度(昭和39年3月16日施行)」とあるのは「旧日立ニュークリアエンジニアリング株式会社の適格退職年金制度(昭和57年3月21日施行)」とそれぞれ読み替えるものとする。

(掛金に関する経過措置)

第5条 平成11年3月以前の月に係る掛金については、なお、従前の例による。

附 則 (事業所合併による事業所名称等の削除)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (法改正による)

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (制度変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成11年10月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成11年10月1日前において、この規約の変更前の規約による給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

(経過措置)

第3条 この規約変更の適用日から平成13年9月30日までの間について改正後の別表第10中58, 59及び60歳以上の率を適用する場合においては、附則別表に掲げる率を適用する。

附則別表

年 齢	乗 率
58歳	11.9361

59歳	12. 4851
60歳	13. 0595

(掛金に関する経過措置)

第4条 平成11年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

(業務委託の変更)

変更前 安田信託銀行株式会社、変更後 第一勧業富士信託銀行株式会社

変更日 平成11年10月1日。

附 則 (年金資産払込割合)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年2月1日から施行する。

附 則 (生存に関する届書の提出)

(施行期日)

この規約は、平成12年3月6日から施行する。

附 則 (年金資産払込割合)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (給付乗率の引下げ)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(給付に関する経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の基金規約による退職年金又は減額退職年金(以下「退職年金等」という。)の受給権を有する者に支給する当該退職年金等の額については、なお従前の例による。

2 平成12年3月以前の月に係るこの規約による改正前の基金規約による退職年金等であって、同年4月1日においてまだ支給されていないものについては、なお従前の例による。

附 則 (就業規則改訂による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は認可の日から施行し、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (育児休業期間中の加入員の特例)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

(育児休業期間中の者の経過措置)

第2条 平成12年4月1日前にこの規約による改正前の第79条の2の規定に基づく申出をした者であって、同月末日以後に育児休業が終了するものについては、同月1日にこの規約による改正後の第79条の2の規定に基づく申出があったものとみなして、同条の規定を適用する。

(掛金に関する経過処置)

第3条 平成12年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

この規約は、平成12年10月1日から施行し、平成12年6月1日から適用する。

附 則 (年金給付等積立金の管理及び運用に関する契約の締結)

この規約は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (標準給与に関する経過措置)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成12年10月1日から施行する。

(掛金に関する経過処置)

第2条 平成12年9月以前の月に係る掛金については、なお従前の例(給与の月額
の算定方法並びに標準給与の決定及び改定の方法)による。

附 則 (学識経験監事廃止の変更)

この規約は、平成12年10月20日から施行する。

附 則 (公告の方法)

この規約は、平成13年3月14日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (府省名の変更)

この規約は、平成13年3月14日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則 (掛金の額の再計算)

この規約は、平成13年9月24日から施行する。

附 則 (特別掛金)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(掛金に関する経過処置)

第2条 平成14年3月以前の月に係る掛金については、なお従前の例による。

附 則 (法改正による変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

(加入員の資格に関する経過措置)

第2条 昭和7年4月2日以降に生れた者であり、かつ平成14年3月31日において
この基金の設立事業所に使用される被保険者(加入員である者を除く。)であって、
同年4月1日において引き続き当設立事業所に使用される者は、同日に加入員の資格
を取得する。

(給付に関する経過措置)

第3条 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退
職年金の給付を受ける権利を有する者の給付については、なお従前の例による。

(支給停止に関する経過措置)

第4条 平成14年4月1日前において、老齢厚生年金の受給権を取得した者の給付に

については、変更後の規約第56条第3項及び第4項並びに第62条第3項及び第4項の規定は適用しない。

- 2 平成14年4月1日において、この規約による変更前の基金規約に基づき退職年金又は減額退職年金の受給権を有する者については、変更後の規約第56条第3項及び第4項並びに第62条第3項及び第4項の規定は適用しない。

附 則 （賃金月末移行に伴う変更）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年5月27日から適用する。

（給付に関する経過措置）

第2条 この規約の施行日前において、この規約による変更前の規約により給付を受ける権利を有する者に係る給付については、なお従前の例による。

附 則 （法改正に伴う変更）

（施行期日）

この規約は、平成14年5月27日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 （法改正に伴う変更）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

（不足額の一括徴収の経過措置）

第2条 当分の間、第96条の2第1項中「最低積立基準額」とあるのは「最低責任準備金の額以上、最低積立基準額以下の額」とする。

附 則 （日立システムテクノロジーが合併に伴う変更）

この規約は、認可の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則 （代行返上に伴う変更）

（施行期日）

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

（給付に関する経過措置）

第2条 法附則第30条第1項の認可の日前において、この規約による改正前の基金規約に基づき退職年金の受給権を有する者の施行日前の期間に係る給付については、なお従前の例による。

（給付に関する特例）

第3条 退職年金の受給権者が次の各号のいずれかに該当する場合、当該基金の受給権者に支給する年金の額は、この規約による改正後の基金規約に基づいて支給される年金の額に、次項に規定する額を加算した額とする。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しなくなったときには、本条を適用せず、該当しなくなった月の翌月から、年金額を改定する。

（1）退職年金の受給権者が老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の受給権を有しない場合

（2）退職年金の受給権者が障害厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第

1 項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合

(3) 退職年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条第1項の規定によりその者の老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の全部の支給が停止されている場合

(4) 退職年金の受給権者が遺族厚生年金の受給権を有する者であって、法第38条の2第1項の規定によりその者の老齢厚生年金の2分の1に相当する額の停止が解除されている場合

(5) 退職年金の受給権者が法附則第11条の5の規定により読み替えられた法附則第7条の4、法附則第7条の4又は法附則第13条の6第4項の規定により読み替えられた法附則第7条の4の規定によりその全額につき支給を停止されている場合

(6) 基金の受給権者が厚生年金保険の被保険者である場合

2 退職年金の受給権者が前項の各号のいずれかに該当する場合にその者の年金の額に加算する額は、次の各号に定める額とする。

(1) 前項第1号から第5号までの各号(第4号を除く。)に該当する場合

この規約による改正前の基金規約に基づいて支給されることとなる年金の額から改正後の基金規約に基づき支給される年金の額を控除して得た額

(2) 前項第4号に該当する場合

前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 前項第6号に該当する場合

次のアに掲げる額からイ及びウに掲げる額の合計額を控除した額

ア この規約による改正前の基金規約を適用した場合に支給されることとなる年金の額

イ この規約による改正後の基金規約に基づいて支給される年金額

ウ 法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員であった期間の平均標準給与の月額 $1,000$ 分の 7.125 (別表第2の左欄に掲げる者については、同表の右欄のように読み替えるものとする。)に相当する額に法附則第30条第1項の認可の日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額に、当該受給権者が支給を受けている老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額を当該受給権者が被保険者でなかったとした場合に支給されることとなる老齢厚生年金又は特例支給の老齢厚生年金等の額で除して得た率を乗じて得た額

(中途脱退者に関する経過措置)

第4条 法附則第30条第1項の認可の日前において、この規約による改正前の基金規約に基づき基本退職年金の支給に関する義務を連合会に移転した中途脱退者が法附則第30条第1項の認可の日以後再びこの基金の加入員となった場合の、その者に係る基本退職年金の支給に関する義務の承継並びに当該現価相当額の交付の請求については、この規約による改正後の基金規約は適用せず、改正前の規約第73条の規定は、なおその効力を有する。

(掛金に関する経過措置)

第5条 法附則第30条第1項の認可の日の属する月の前月までの月に係る掛金は、なお従前の例(掛金率及び負担割合)による。

附 則 (総報酬制施行に伴う変更)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (適格退職年金承継に伴う変更)

(施行期日)

第1条 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

(旧会社の適格退職年金の受益者等に係る権利義務の承継)

第2条 この基金は、平成15年4月1日の前日における日立エンジニアリング株式会社(旧株式会社日立システムテクノロジー(以下本附則において「旧会社」という。)の社員に係るもの)の適格退職年金制度(以下本附則において「旧制度」という。)の受益者等に係る給付の支給に関する権利義務を承継する。

2 この基金は、前項に規定する権利義務を承継する場合においては、法人税法附則第20条第2項各号に掲げる法人から旧制度に係る積立金の移管を受けるものとする。

(加算適用加入員に関する経過措置)

第3条 平成15年3月31日において、旧制度の加入者であった者は、前条の権利義務の承継により、第36条の規定にかかわらず、平成15年4月1日にこの基金の加算適用加入員となるものとする。

(過去勤務期間)

第4条 前条の規定により平成15年4月1日に加算適用加入員となる者及び平成15年4月1日以後、旧会社の適格退職年金規程第37条の規定によりこの基金の加算適用加入員となる者については、旧制度における加入者期間を過去勤務期間とする。

(給付に関する経過措置)

第5条 附則第3条の規定により加算適用加入員となった者に係る給付については、附則第2条にかかわらず、この基金の規約に基づき算出するものとする。

(掛金に関する経過措置)

平成15年3月以前の月に係る掛金(掛金率及び負担割合)については、なお従前の例による。

附 則 (設立事業所の新設)

この規約は、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

別表第 1

設立事業所の名称及び所在地

名 称	所 在 地
日立エンジニアリング株式会社	茨城県日立市
株 式 会 社 アイシーシー	茨城県日立市
茨城日立情報サービス株式会社	茨城県日立市
株式会社日立製作所日立事業所 H E C グループ	茨城県日立市

別表第2

生年月日別給付乗率表（第47条第1項に定める率）

昭和2年4月1日までに生まれた者	1000分の10.100	1000分の10.000
昭和2年4月2日から昭和3年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.960	1000分の9.860
昭和3年4月2日から昭和4年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.820	1000分の9.720
昭和4年4月2日から昭和5年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.680	1000分の9.580
昭和5年4月2日から昭和6年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.540	1000分の9.440
昭和6年4月2日から昭和7年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.410	1000分の9.310
昭和7年4月2日から昭和8年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.270	1000分の9.170
昭和8年4月2日から昭和9年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.140	1000分の9.040
昭和9年4月2日から昭和10年4月1日までの間に生まれた	1000分の9.010	1000分の8.910
昭和10年4月2日から昭和11年4月1日までの間に生まれた	1000分の8.890	1000分の8.790
昭和11年4月2日から昭和12年4月1日までの間に生まれた	1000分の8.760	1000分の8.660
昭和12年4月2日から昭和13年4月1日までの間に生まれた	1000分の8.640	1000分の8.540
昭和13年4月2日から昭和14年4月1日までの間に生まれた	1000分の8.510	1000分の8.410
昭和14年4月2日から昭和15年4月1日までの間に生まれた	1000分の8.390	1000分の8.290
昭和15年4月2日から昭和16年4月1日までの間に生まれた	1000分の7.871	1000分の7.771
昭和16年4月2日から昭和17年4月1日までの間に生まれた	1000分の7.757	1000分の7.657
昭和17年4月2日から昭和18年4月1日までの間に生まれた	1000分の7.643	1000分の7.543
昭和18年4月2日から昭和19年4月1日までの間に生まれた	1000分の7.539	1000分の7.439
昭和19年4月2日から昭和20年4月1日までの間に生まれた	1000分の7.434	1000分の7.334
昭和20年4月2日から昭和21年4月1日までの間に生まれた	1000分の7.330	1000分の7.230

別表第3

加算退職年金給付率表（第47条第2項第1号に定める率）

加算適用加入員期間	乗 率
15年	2.637
16	2.697
17	2.755
18	2.811
19	2.866
20	2.919
21	2.972
22	3.024
23	3.075
24	3.128
25	3.175
26	3.225
27	3.273
28	3.322
29	3.371
30	3.421
31	3.470
32	3.520
33	3.572
34	3.624
35	3.678
36	3.733

（注） 加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、小数点以下第4位を四捨五入したものとする。

A年Bか月の乗率

$$= A \text{ 年の乗率} + \{ (A+1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表第4

加算退職年金支給乗率（第47条第2項第2号に定める率）

脱退一時金支給乗率（第64条第1項第1号に定める率）

遺族一時金支給乗率（第68条第1号イに定める率）

加算適用 加入員期間	定 年	やむを得ない 事由・死亡	自己都合	加算適用 加入員期間	自己都合
年				年	
0	0. 0 0 0	0. 0 0 0	0. 0 0 0	1 6	2. 9 0 0
1	0. 8 8 2	0. 1 7 2	0. 1 4 7	1 7	3. 1 1 3
2	1. 7 4 6	0. 3 4 0	0. 2 9 1	1 8	3. 3 3 4
3	2. 6 1 9	0. 5 0 9	0. 4 3 7	1 9	3. 5 6 0
4	3. 4 8 3	0. 6 7 7	0. 5 8 1	2 0	3. 7 9 1
5	4. 3 5 6	0. 8 4 7	0. 7 2 6	2 1	4. 0 3 0
6	5. 2 2 9	1. 0 1 7	0. 8 7 2	2 2	4. 2 7 7
7	6. 1 2 0	1. 1 9 0	1. 0 2 0	2 3	4. 5 3 1
8	7. 0 2 0	1. 3 6 5	1. 1 7 0	2 4	4. 7 9 2
9	7. 9 2 9	1. 5 4 2	1. 3 2 2	2 5	5. 0 6 1
1 0	8. 8 6 5	2. 2 1 6	1. 7 2 4		
1 1	9. 8 1 9	2. 4 5 5	1. 9 0 9		
1 2	1 0. 7 8 2	2. 6 9 6	2. 0 9 7		
1 3	1 1. 7 8 1	2. 9 4 5	2. 2 9 1		
1 4	1 2. 7 9 8	3. 2 0 0	2. 4 8 9		
1 5	1 3. 8 4 2	3. 4 6 1	2. 6 9 2		

（注） 加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、少数点以下第4位を四捨五入したものとする。

A年Bか月の乗率

$$=A \text{ 年の乗率} + \{ (A+1) \text{ 年の乗率} - A \text{ 年の乗率} \} \times B / 12$$

別表第5

加算退職年金振替乗率（第47条第2項第2号に定める率）

年 齢	乗 率	年 齢	乗 率
29歳	0.2954	46歳	0.1398
30	0.2827	47	0.1338
31	0.2705	48	0.1280
32	0.2589	49	0.1225
33	0.2477	50	0.1172
34	0.2370	51	0.1122
35	0.2268	52	0.1073
36	0.2171	53	0.1027
37	0.2077	54	0.0983
38	0.1988	55	0.0941
39	0.1902	56	0.0900
40	0.1820	57	0.0861
41	0.1742	58	0.0824
42	0.1667	59	0.0789
43	0.1595	60歳	0.0755
44	0.1526	以上	
45	0.1461		

（注）年齢に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、少数点以下第5位を四捨五入したものとする。

X歳Yか月の乗率

$$=X\text{歳の乗率}-\{(X\text{歳の乗率}-(X+1)\text{歳の乗率}\}\times Y/12$$

別表第6

減額退職年金乗率（第59条第1項に定める率）

年 齢	乗 率
56歳	0.799
57	0.845
58	0.894
59	0.946
60	1.000

別表第7

脱退一時金支給乗率（第64条第1項第2号に定める率）

加算適用 加入員期間 年	乗 率	加算適用 加入員期間 年	乗 率
0	0. 0 0 0	1 8	1. 9 0 5
1	0. 0 9 8	1 9	2. 0 3 4
2	0. 1 9 4	2 0	2. 1 6 6
3	0. 2 9 1	2 1	2. 3 0 3
4	0. 3 8 7	2 2	2. 4 4 4
5	0. 4 8 4	2 3	2. 5 8 9
6	0. 5 8 1	2 4	2. 7 3 8
7	0. 6 8 0	2 5	2. 8 9 2
8	0. 7 8 0	2 6	3. 0 5 1
9	0. 8 8 1	2 7	3. 2 1 5
1 0	0. 9 8 5	2 8	3. 3 8 4
1 1	1. 0 9 1	2 9	3. 5 5 9
1 2	1. 1 9 8	3 0	3. 7 3 9
1 3	1. 3 0 9	3 1	4. 0 1 1
1 4	1. 4 2 2	3 2	4. 2 9 6
1 5	1. 5 3 8	3 3	4. 5 9 3
1 6	1. 6 5 7	3 4	4. 9 0 4
1 7	1. 7 7 9	3 5	5. 2 2 9

注) 加算適用加入員期間に1年未満の端数月がある場合の給付率は、次の算式により計算し、少数点以下第4位を四捨五入したものとする。

A年Bか月の給付率

$$=A\text{年の給付率}+\{(A+1)\text{年の給付率}-A\text{年の給付率}\}\times B/12$$

別表第8

遺族一時金乗率（第68条第1項第1号ア及び第2号に定める率）

年 齢	乗 率	年 齢	乗 率
29歳	3. 3853	46歳	7. 1545
30	3. 5377	47	7. 4765
31	3. 6969	48	7. 8129
32	3. 8632	49	8. 1645
33	4. 0371	50	8. 5319
34	4. 2188	51	8. 9158
35	4. 4086	52	9. 3170
36	4. 6070	53	9. 7363
37	4. 8143	54	10. 1744
38	5. 0309	55	10. 6323
39	5. 2573	56	11. 1107
40	5. 4939	57	11. 6107
41	5. 7411	58	12. 1332
42	5. 9995	59	12. 6792
43	6. 2695	60歳	13. 2497
44	6. 5516		
45	6. 8464		

（注）年齢に1歳未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、少数点以下第5位を四捨五入したものとする。

X歳Yか月の乗率

$$=X \text{ 歳の乗率} + \{ (X+1) \text{ 歳の乗率} - X \text{ 歳の乗率} \} \times Y / 12$$

別表第9

遺族一時金乗率（第68条第1項第3号に定める率）

支給済期間 年	乗 率
0	13.2497
1	12.8274
2	12.3860
3	11.9248
4	11.4429
5	10.9392
6	10.4129
7	9.8629
8	9.2881
9	8.6875
10	8.0598
11	7.4039
12	6.7185
13	6.0022
14	5.2538
15	4.4716
16	3.6542
17	2.8001
18	1.9075
19	0.9747
20	0.0000

（注）支給済期間に1年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、少数点以下第5位を四捨五入したものとする。

A年Bか月の乗率

$$= A \text{ 年の乗率} - \{A \text{ 年の乗率} - (A+1) \text{ 年の乗率}\} \times B / 12$$

別表第 10

特例退職一時金乗率（附則第 9 条に定める率）

年 齢	乗 率
39 歳	5. 1 3 3 3
40	5. 3 6 8 5
41	5. 6 0 7 0
42	5. 8 5 7 9
43	6. 1 2 0 5
44	6. 3 9 6 5
45	6. 6 8 5 8
46	6. 9 8 8 2
47	7. 3 0 3 1
48	7. 6 3 4 6
49	7. 9 8 0 9
50	8. 3 4 4 5
51	8. 7 2 2 8
52	9. 1 2 1 0
53	9. 5 3 8 7
54	9. 9 7 3 9
55	10. 4 2 7 7
56	10. 9 3 4 2
57	11. 4 1 6 0
58	11. 9 1 6 5
59	12. 4 4 1 2
60 歳	12. 9 8 9 4
以上	

（注）年齢に 1 年未満の端数月がある場合の乗率は、次の算式により計算し、少数点以下第 5 位を四捨五入したものとする。

X 歳年 Y か月の乗率

$$= X \text{ 歳の乗率} + \{ (X + 1) \text{ 歳の乗率} - X \text{ 歳の乗率} \} \times Y / 12$$

